

訪問介護 重要事項・サービス内容説明書

1. 事業者

法人名	社会福祉法人ふらて福祉会
代表者名	理事長 西野 憲史
施設名	ヘルパーステーションフロイデ
開設年月日	平成15年10月 1日
所在地	北九州市八幡東区昭和1丁目2番28号
電話番号	(093) 654-5662 ※24時間対応
FAX 番号	(093) 654-5663
管理者名	田嶋 裕美
介護保険指定番号	4070600681

2. 基本方針

- ・ ご自宅で暮らしたいというお気持ちを大切にしながら健康状態・環境を十分に把握し、快適な在宅生活が実現できるようサービス内容を検討、ご提案させていただきます。
- ・ 医療機関や関係機関との連携を行いながら、心身機能の維持、向上が図れるよう支援します。
- ・ 利用者様を暖かく見守り、コミュニケーションを十分に図りながらお気持ちに沿ったサービスの提供を心掛けます。
- ・ 広報誌で情報を発信するなど行い、ご家族や地域の皆様との交流を深め、連携に努めます。
- ・ 利用者様からの苦情やご意見を重視し、職員一同研修に努めるとともに、特定事業所としてサービスの向上に鋭意努力します。

3. 営業日時及びサービス対応日時について

営業日時	月曜日から金曜日	9:00~18:00
サービス対応日時	年中無休	6:00~23:59

3. ヘルパーの配置（令和7年10月1日現在）

管理者	1名
サービス提供責任者	5名
登録ヘルパー	20名
事務員	1名

5. ご利用の流れ

申込み	北九州市八幡東区昭和1丁目2番28号 電話654-5662 FAX654-5663
事前訪問	利用者様のお宅にサービス提供責任者が訪問し、ご希望の活動内容や体調について伺います。また、活動内容に応じてご自宅の状況、使用する物品等を確認させていただきます。
契約	当事業所と契約書を交わします。
利用開始	初回は、サービス提供責任者と担当のヘルパーが訪問します。
訪問介護計画書	活動内容や希望に沿った計画書をサービス提供責任者が作成し、利用者様にご提示致します。内容を十分にご確認ください。

ヘルパーの訪問	ヘルパーは、決まった時間に訪問します。 交通事情等で訪問時間が遅れる時には事前にご連絡致します。もし、予定時間になってもヘルパーが到着しない時には、お手数ですが、事業所にご連絡下さい。 また、事業所都合で時間を変更して頂く場合もあります。 ※利用者様が不在の時には、活動はできません。
活動報告	ヘルパーは、活動の度に活動内容や利用者様の健康状態等をスマートフォン（携帯端末）に入力し、電子データとして事業所で保管します。ヘルパーの訪問の実施の有無は「サービス提供確認表」にて確認できます。 介護記録の控えを希望される方は、別途対応致します。

6. 訪問介護の内容

*生活援助

主に掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助（その為に必要な一連の行為を含む）であり、利用者様が単身の場合、ご家族が障害・疾病等の為、家事を行うことが困難な場合に行われます。		
サービス準備等	掃除	一般的な調理、配下膳
健康チェック	洗濯	買い物・薬の受取り
相談援助、情報収集、提供	ベッドメイク	衣類の整理・被服の補修

*身体介護

身体に直接接触して行う介助サービス（その為に必要となる準備、後片付け等の一連の行為を含む）		
自立支援の為、日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上に向けて利用者様と共に行うサービス		
その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者様の日常生活上・社会生活上の為のサービス。		
起床及び就寝介助	通院介助・外出介助	更衣介助
トイレ介助	食事介助	洗髪
ポータブルトイレ・尿器介助	専門的配慮をもった調理	口腔ケア・義歯洗浄
おむつ交換	入浴介助・シャワー浴介助	身体整容
移動・移乗介助	部分浴（手浴及び足浴）	服薬介助
体位交換	清拭（全身及び部分）	
自立生活支援のための見守りの援助 （自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保し常時介護できる状態で行う見守り等）		

* 介護予防訪問介護をご利用の方は身体介護・生活援助の区分はありません。
担当のケアマネジャーの作成する居宅介護計画（ケアプラン）に基づき、サービス提供責任者が活動の内容を利用者様と話し合いの上で決定致します。

* 以下の内容は、介護保険の訪問介護の範囲に含まれない事例です。必要な方は、担当のケアマネジャー又はサービス提供責任者に相談ください。他のサービスを紹介できる場合があります。

「直接本人の援助」に該当しない行為
○主としてご家族の利便に供する行為又はご家族が行うことが適当であると判断される行為 ・利用者様以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し等 ・主として利用者様が使用する居室等以外の掃除 ・来客の接待（お茶、食事の手配等）、自家用車の洗車、掃除等
「日常生活の援助」に該当しない行為
○訪問介護員（ヘルパー）が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為 ・草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸、犬の散歩等ペットの世話等 ○日常的に行われる家事の範囲を超える行為 ・室内外家屋の補修、家具、電気器具等の移動・修繕、模様替え ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

7. 利用者様負担金について

介護保険サービスをご利用される場合は、原則としてサービス費の1割を自己負担して頂きます。

- * 一定以上の所得の方は介護保険自己負担割合が2割または3割になります。(平成27年8月施行)利用者様負担金は、1ヶ月ごとにお支払い頂きます。
- お支払い頂く利用者様負担金は、担当のケアマネージャーが作成する「利用票別表」の通りです。(注意事項)
- * 介護保険外サービスの場合は、サービス費の全額(10割)を自己負担して頂きます。
- * 保険料の滞納等により、介護保険が適用されなく場合があります。その際は、一旦サービス費全額をお支払い頂き、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

◆訪問介護日中料金

区分	所要時間	単位	特定事業所加算Ⅱ・ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用者負担金
身体介護中心	20分未満	163	179(44)	228円
	20分以上30分未満	244	268(66)	341円
	30分以上1時間未満	387	426(104)	542円
生活援助中心	20分以上45分未満	179	197(48)	251円
	45分以上	220	242(59)	308円
初回加算(初回月のみ)		+200	200(49)	255円
緊急時訪問介護加算(1回につき)		+100	100(25)	128円

- * 6時～8時、18時～22時の時間帯は日中料金の25%増、22時～6時の時間帯は日中料金の50%増の料金になります。
- * 当事業所は、介護職員等処遇改善加算Ⅰを算入しております。
(介護職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算)
- * 当事業所は、特定事業所加算Ⅱを算入しております。
(サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や訪問介護員の活動環境の整備、中重度者への対応を行っている事業所に算定される加算)

◆予防訪問介護日中料金

区分	利用可能対象者	利用者負担金(1割)
訪問型独自サービス11	要支援1及び要支援2の方	1,495円
訪問型独自サービス12	要支援1及び要支援2の方	2,987円
訪問型独自サービス13	要支援2の方	4,738円

<利用者負担金の変更について>

利用者負担金のうち、関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、改正後の利用者負担金が適用されます。その際には、「契約変更書」に変更内容、利用者負担金を記載し、ご説明の上、記名押印頂き契約書末尾に添付します。

8. 利用者負担金及び実費負担額のお支払い方法

(1) お支払い方法

当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者様に請求書をお渡しします。翌月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いお願い致します。お支払いを受けた時は、領収書を発行します。

自動口座引き落とし	◇郵便局 ◇Qネット
現金払い	ヘルパーに直接お支払い下さい。
金融機関振り込み	別紙にてお振込み口座をお伝え致します。 ※手数料は利用者様のご負担となります

(2) キャンセル料

利用者様のご都合により当日のサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が発生致します。ただし緊急入院などの場合は不要です。

利用の前日までに連絡があった場合	無 料
利用の前日までに連絡が無かった場合	1,000円

※キャンセルが必要となった場合は、前日の18時までにお申し出下さい。

連 絡 先	0 9 3 (6 5 4) 5 6 6 2
-------	-------------------------

(3) 買い物等移動に伴う交通費

- ① ヘルパーが利用者様に代わって買い物や薬の受け取り等を行う際の公共交通機関使用の交通費に付きましては、その実費が利用者様の負担になります。
- ② 移動にヘルパーの自家用車を使用する場合は、5Km未滿として200円の交通費を負担して頂きます。ヘルパーの運転する車への利用者様の同乗は、安全性の観点からお断り致します。
- ③ 利用者様にヘルパーが同行した場合の公共交通機関使用の交通費に付きましては、同行ヘルパー分にかかる実費は、利用者様の負担となります。

9. 通常の実施地域

北九州市全区

10. 緊急時の対応

活動中に事故が発生した場合には、利用者様の体調等を考慮し、緊急連絡表に基づいて救急隊、ご家族などへ連絡します。

11. 損害賠償責任保険

(保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 (保険内容) 居宅介護事業者賠償責任保険

12. 苦情申し立ての窓口

<事業所>

窓 口	ヘルパーステーションフロイデ 担当者 田嶋 裕美
対応日時	月～金(祭日を除く) 9:00～18:00
連絡先	TEL 654-5662 FAX 654-5663

<各区の相談窓口・保健福祉課高齢者・障害者相談係> 月～金(祭日を除く) 8:30～17:15

北九州市介護保険課 (直通電話番号) 093-582-2771

八幡東区	介護保険担当	671-6885
戸畑区	介護保険担当	871-4527
小倉北区	介護保険担当	582-3433
八幡西区	介護保険担当	642-1446
小倉南区	介護保険担当	951-4127
若松区	介護保険担当	761-4046
門司区	介護保険担当	331-1894

<福岡県国民健康保険団体連合会> 月～金(祭日を除く) 8:30～17:00

所在地	福岡市博多区吉塚本町 13-47
連絡先	TEL(092)642-7859 FAX(092)642-7857

13. その他

- ・ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできませんので、ご了承下さい。
- ・ヘルパーが訪問する際に、利用者様の飲酒はご遠慮頂きますようお願いいたします。
- ・自宅内での通帳、現金、貴重品などは利用者様、ご家族にて管理して頂きますようお願いいたします。
- ・当事業所は「第三者評価の実施なし」としております。

前項の内容の説明を受け、了承しました。		令和	年	月	日
<利用者>					
利用者氏名	_____ (印)				
※利用者代理人(選任した場合)					
[代理人氏名	_____ 続柄				(印)
<事業者>					
北九州市八幡東区昭和1丁目2番28号					
社会福祉法人ふらて福祉会 ヘルパーステーションフロイデ					
理事長 西野 憲史 (印)					
説明者	サービス提供責任者	_____ (印)			